

法令適用事前確認手続（回答書）

職需発 0816 第 1 号

令和 6 年 8 月 16 日

株式会社フィナンシャル
代表取締役 合田千華 殿

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長

令和 6 年 7 月 17 日付けをもって照会のあった件につきまして、厚生労働省における法令適用事前確認手続に関する訓令（平成 14 年厚生労働省訓第 29 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会の対象となった法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった行為については、照会の対象となった法令の条項の適用の対象とならない。

2 照会のあった行為が照会の対象となった法令の条項の適用の対象とならないことに関する見解及びその論拠

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項の規定は、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることを有料で業として行おうとする場合に、当該業を行おうとする者が厚生労働大臣の許可を受ける必要があることを定めるものである。

本照会において、貴社が行おうとしている行為は、求人者及び求職者の両者が各々で情報を開示してやり取りする物理的場所を提供する行為であり、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんするものではないとのことであり、これが事実である限りにおいては、職業安定法に規定する有料職業紹介事業には該当しない。

したがって、本照会のあった行為を行う場合には、職業安定法第 30 条第 1 項の適用の対象とはならない。

以上